

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省年金局企業年金・個人年金課)

| | | | |
|-------------------|---|-----|------|
| 項目名 | 個人型確定拠出年金制度 (iDeCo) の改革等に伴う税制上の所要の措置 | | |
| 税目 | 所得税、法人税 | | |
| 要望の内容 | <p>新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、個人型確定拠出年金制度 (iDeCo) の改革等に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p><新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～ (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) > Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への投資と分配 (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA (少額投資非課税制度) の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo (個人型確定拠出年金) 制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。</p> | | |
| | 平年度の減収見込額 | - | 百万円 |
| | (制度自体の減収額) | (- | 百万円) |
| | (改正増減収額) | (- | 百万円) |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>iDeCo 等は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、iDeCo 等の充実・普及を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、iDeCo 等の充実・普及が重要である。</p> <p>就労機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていること等に留意しつつ、より豊かな老後生活に資する制度としていく観点から、iDeCo 制度のあり方等を検討する必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、高齢者に向けた iDeCo の改革等について、新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|--|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>基本目標Ⅳ 非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること</p> <p>施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p> <p>施策目標1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること</p> |
| | | 政策の達成目標 | iDeCo等の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | | 政策目標の達成状況 | — |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | iDeCo等の更なる充実・普及を図ることは、国民の高齢期の所得確保に資することとなる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税について、同様の要望を提出している。 |

| | | | |
|-----------------------------------|------------------|--|---|
| | | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p> | |
| | | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p> | |
| | | <p>要望の措置の妥当性</p> | <p>公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るためには、iDeCo等の更なる充実・普及が求められる。</p> |
| <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> | | <p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p> | |
| | | <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p> | |
| | | <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p> | |
| | | <p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p> | |
| | | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p> | |
| | <p>これまでの要望経緯</p> | <p>直近のiDeCo等に係る税制改正要望は以下のとおり。 (平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 (平成28年度) ・確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 (平成29年度) ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 ・確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し (令和2年度) | |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長・ 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 |
|--|---|